

○田川地区清掃施設組合職員旅費支給条例施行規則

平成 13 年 4 月 1 日

規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合職員旅費支給条例(平成 13 年条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(日額旅費)

第 2 条 職員が公務のために、管内を旅行(以下「管内出張」という。)したときは、勤務地より同一市町内に出張する場合は、日額 350 円を支給する。

(特定旅費)

第 3 条 職員が公務のため、勤務地以外の田川市郡へ出張した場合は、特定旅費 800 円(英彦山に限り 1,600 円)を支給する。

(出張命令)

第 4 条 管内出張の命令については、組合長の委任を受けた職員がこれを行うものとする。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、職員の旅費の支給方法等については、田川市職員旅費支給条例施行規則(昭和 30 年規則第 5 号)の規定の例による。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 田川市川崎町清掃施設組合職員旅費支給条例施行規則(昭和 59 年規則第 1 号)は、廃止する。